

令和4年度市民活動促進助成事業を募集します

皆さんが行う自由で自発的な市民活動事業を助成します。ぜひ応募してください。

部門	はじめの一步部門	一般部門
対象団体	地域の課題解決のため、市内で公益活動を継続的に行う、以下の条件を全て満たす市民活動団体 ●5人以上(うち1人以上は市内在住で構成されている) ●規約、その他これに類するものを持っている ●市内に事務所または事務所機能を有する など	
対象事業	非営利で地域活動の発展に役立つ市民活動事業	
事業実施期間	4月1日(金)～令和5年3月24日(金)	
助成金額など	対象経費の3分の2以内	対象経費の2分の1以内
	※いずれも上限10万円	
応募方法	4月1日(金)～15日(金)に申請書類(市民活動支援センターで配布。ホームページからもダウンロード可)を郵送、メール、ファクスか直接(土・日曜日を除く午前9時～午後5時)	
審査方法	書類審査と公開プレゼンテーション(5月21日(土)開催予定。助成金額が5万円未満の場合は書類審査のみ可)	

応募・問い合わせ先／**渋川福祉センター内市民活動支援センター**(〒488-0839 渋川町3-5-7)
☎51-2878、FAX.51-2879、✉katudoushien@city.owariasahi.lg.jp

就職・転職、転入・転出
などの際はお忘れなく

国民健康保険(国保)の手続き

3月下旬～4月上旬は窓口が大変混雑し、待ち時間が長くなることが予想されます。ご理解・ご協力をお願いします。郵送による手続きもできます。詳細はお問い合わせください。



区分	届け出が必要な場合	必要なもの
国保に入る	転入した	転出証明書
	職場の健康保険をやめた	左記の事項を証明する書類
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
国保をやめる	転出する	保険証
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	生活保護を受けた	保護開始決定通知書、保険証
	死亡した	保険証

本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
※写真付きのものは1点それ以外は2点以上



退職したら国民年金の手続きを



厚生年金加入者(国内在住の20歳以上60歳未満のかた)が退職したときは、国民年金第1号被保険者への変更手続きをしてください。また、扶養する配偶者(20歳以上60歳未満のかた)がいる場合は、そのかたも第3号被保険者から第1号被保険者への変更が必要です。

必要なもの 本人・配偶者のマイナンバーカードか基礎年金番号の分かるもの、退職年月日が分かる書類

手続き・問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151